

オケージョナル・ペーパー No.108

駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握
—わが国における人口動態統計前史(1)—

2020年5月

法政大学

日本統計研究所

オケージョナル・ペーパー No.108

駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握

—わが国における人口動態統計前史（1）—

2020年5月

法政大学

日本統計研究所

駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握

—わが国における人口動態統計前史（1）—

はじめに

「本邦統計の鼻祖」〔高橋 1905 105 頁〕とされる杉亨二（1828～1917）は、『甲斐国現在人別調』の緒言の中で統計における静態と動態に関して「凡ソ人別ヲ調べルノ方法其大要ニアリーヲ人員所静ノ調ト云フ即チ現在人別調ニシテ人ノ静止スル所ニ就テ一挙ニシテ同時ニ其國ノ人別ヲ調査シ國ノ定法ニ従テ五年若クハ十年毎ニ之ヲ行フモノトス一人員所動ノ調ト云フ毎年 1 月 1 日午前零時ヨリ 12 月 31 日午後 12 時ニ至ル 1 年間ノ出生死亡婚姻移住等總テ人ノ變動スル所ニ就テ調べルモノトス」〔統計院 1882 2 頁〕と述べている。明治 12 年末日現在で太政官権大書記官杉亨二が中心となり太政官調査局政表掛の事業として企画、実施された甲斐国現在人別調（以下、甲斐国調査）は、上述の「人員所静ノ調」にあたる人口静態調査であった。その後政表掛の組織は会計部統計課を経て太政官統計院へと改められ、同院では甲斐調査完遂後の後続事業として「人員所動ノ調」にあたる「甲斐国人員運動調」（以下、甲斐国運動調）の実施に着手することになる。

甲斐国運動調の顛末については杉の高弟の一人として知られる高橋二郎が次のように記している。すなわち、「十六年の春は山梨縣に人口動態調査を行はんとて縣廳とも協議調ひ小生（高橋一引用者）は杉君と其心得書及雛形を議定し五月十三日細川御用掛と山梨縣へ出張し六月十一日迄に九郡を巡り戸長を郡衙に會し調査の趣旨を説明し十七年の事實より調査報告せしめることとし十八年末より漸次各村の材料到達せし折柄十二月二十八日統計院廢せられ杉君も官を去り次て内閣に置かれし統計局は規模も小さく事年鑑に止り動態調査も立消となり我邦の人口統計は是に至り一頓挫を來せし……」〔高橋 1905 113 頁、1911 42-43 頁〕と。

このように「人員所静ノ調」（甲斐国調査）と対をなす「人員所動ノ調」として準備され部分的に実施された甲斐国運動調ではあったが、明治 14 年の政変によって大隈重信という政治的後ろ盾を失った統計院は内閣統計局へと再編されその業務も大幅に縮小される中で杉や甲斐国調査を中心的に支えてきた人材の多くの失うことになる。その結果、内閣統計局には動態調査事業を継続するだけの人的余力はもはや残されてはいなかった。

甲斐国運動調の書上げ資料が甲斐国から届き始めた矢先での調査実施機関の組織改編によりその後の調査継続が困難となったことから、この調査については甲斐国調査のような結果報告書はもとより作成されてはおらず、今日われわれは、甲斐国の各町村からの報告の徴収という形で実施された調査の実施方法等について、杉らが議定したとされている「心

得書及雛形」⁽¹⁾等からその概要を垣間見ることができるだけである。

藩所調所時代から海外の文献を介して統計に強い関心を抱いていた杉は、甲斐国調査の10年前の明治2(1869)年にも人口調査を実施している。移封された徳川に帯同して静岡に赴いた杉は同藩重役からの調査実施の許可をとりつけ、駿河、遠州、三河三国を対象地域として行った駿河国人別調(以下、駿河国調査)がそれである[森2012]。この調査はその後同藩の明治政府に対する忖度のため実施半ばで中止を余儀なくされ頓挫する。その結果、その時点ですでに完了していたとされている静岡地域の分の調査資料も散逸し、今日わずかに沼津町と原村の分の集計結果が『沼津政表』『原政表』として遺されているだけである。

甲斐国調査と同様に駿河国調査でも、家別表と呼ばれる独自の調査個票を用いて「人員所静ノ調」にあたる人口の静態面把握が行われた[森2020]。ところで駿河国調査については、調査資料として上記の「家別表」の他に名主達からの調査への協力を取り付けるために静岡の町会所で開催した集會に赴く際に杉が持参した文書が遺されている。駿河国調査では家別表を用いた人口静態の把握も完遂できたわけではなく、上記の持参文書についてもそれが実際の報告収集に活用されたわけではない。ただ、以下で考察するように、それは家別表とは異なる動態事象の把握を行うための調査資料として杉が作成したものであり、そこには調査を思い立った当時の彼の「人員所動」(動態)観が多かれ少なかれ投影されているものと思われる。なお、この調査資料文書について杉は特に名称を付してはいないが、それが動態事象についての報告事項一覧並びに報告の徴集方法を内容とするものであることから、以下では行論の便宜上それを「報告事項一覧」と称することにする。

本稿では次の二つの事項を検討課題としている。その一つとして、駿河国調査の調査関係資料としての「報告事項一覧」と甲斐国運動調の調査資料として作成されたものと考えられる「人員運動調心得書及雛形草案」(以下、「草案」)とを比較考察することによって、杉が明治2年当時どのような「人員所動」観に立っており、それがその後甲斐国運動調においてどう変化したかを考察する。そしてもう一つの課題は、甲斐国運動調をわが国における人口動態調査の前史の一齣として捉え、そこに内在している動態事象の統計的把握面での問題点を明らかにすることにある。

そのためまず第1節と第2節では、駿河国調査の「報告事項一覧」と甲斐国運動調の「草案」がそれぞれどういった動態事項を動態統計による把握対象として取り上げているかに

(1) 『総理府統計局八十年史稿』の第2編第3節第2項には統計院第1課が編成したとされる雛型(様式)の一覧が甲斐国人員運動調目録[総理府統計局1951 80-81頁]として、また『総理府統計局百年史資料集成』第2巻人口(上)の注7には「人員運動調心得書及雛形草案」には雛形目録並びにその作成方法を規定した心得書が収録されている[総理府統計局1976 989-990頁]。なお、後者にも雛形の様式そのものは所収されていない。

統計局図書館には、その元資料であるB5版35頁からなる「人員運動調心得書及雛形草案」とその検討資料と考えられる手書文書「婚姻及出生死亡調心得書」が所蔵されている。なお、後者には雛型様式の一部欠落が見られるものの、調査に際して準備された具体的な様式を知ることができる。

ついて考察する。第3節では動態統計作成のための情報（動態統計原情報）について、「報告事項一覧」と「草案」がそれぞれどのような方法で収集する仕組みが考えられているのかを比較考察する。さらに第4節ではそれまでの考察結果を踏まえ、駿河国調査から甲斐国運動調へと杉自身が自らの動態観（「人員所動」観）をどのように変化させたのかを見る。また第5節と第6節では、様式に記載される統計情報の情報性格の違い、さらには様式への記載の情報の所在といった観点から、「報告事項一覧」で想定されている届け出書式と「草案」所収の様式との違いを明らかにする。そしてむすびでは、今回の考察を総括するとともに、駿河国調査における動態把握との比較を踏まえ、甲斐国運動調の人口動態調査としての特徴ならびに限界等について論じる。

1. 駿河国調査「報告事項一覧」における動態事項

(1) 「報告事項一覧」

杉が駿河調査の実施に先立って静岡の名主達からの調査協力を取り付けるために町会所で開催した集會に赴く際に認めた調査資料（「報告事項一覧」）は次のようなものであった。

表1 「報告事項一覧」（町会所説明集會持参文書）

一	嫁取	いづれの國たれの娘か養女か何歳か
一	婿取	いづれの國たれの倅か養子か何歳か
一	もらひ子	いづれの國たれの倅か娘か何歳か
一	出産	男か女かふた子か三つ子か男女いく人か流産か死體か
一	死去	なに病にて何歳で死去か男か女か
一	りゑん	何歳にてりゑんか
一	縁ぐみ	何歳にて縁ぐみか二度の縁か三度の縁かいくどの縁か
一	やもを	いづれの國か何渡世か何歳にてやもをか
一	やもめ	いづれの國か何渡世か何歳にてやもめか
一	みなし子	何歳にてみなし子か男か女か
一	ひとりもの	いづれの國か何渡世か何歳にてひとりものか男か女か
一	田畑山林	いづれのたれへゆづり渡し誰よりゆづり受候か
一	とせい替	何渡世より何とせいかかへるか
一	家持	なにとせいのものより家かひ受るか何とせいを始るか
一	借家	なにとせいのもの住居か何とせいを始るか
一	出かせぎ	いづれの國か何とせいか男か女か何歳か
一	入かせぎ	いづれの國のたれか何とせいか男か女か何歳か
一	宗旨がへ	何宗旨より何しうしに改るか
右のケ條は何年何月としたゝめ三日の内にとゞけ可申事		
一	召使	何れの國か何とせいか男か女か何歳か何宗旨か但し子供をつれ候はゞ男か女か何歳か
右召使の分は毎年11月朔日より同15日までにとゞけ可申事		
右者御領内人民のために相成候様厚く御世話被成度御趣意有之ての事に候間能々会得いたし箇條日限等無相違市中は町会所在方は其所役人え届出可申事		
但實用第一の儀に付とゞけ書はなに紙にても不苦候且當人届に出候にも及ばず人頼にても召使の者にても持参可致事		

(注) 原文は縦書き

「報告事項一覧」には、嫁取から召使の雇いまで 19 の事項について、それぞれの状態の生起に際して当事者に対して届け出を求める事項別に関連属性項目とともに列挙され、併せて届け出の期限や方法等についても記載されている。なお、駿河国調査で「報告事項一覧」がどう取り扱われたかについては、杉の自伝〔世良 2005〕や高橋〔1905、1911〕、『沼津政表・原政表』にも何の記述もない。そこで以下本節では「報告事項一覧」の内容に即して、杉が駿河国調査の実施当時どのような事項を動態事項とみなし、その統計的把握を意図していたのかを概観しておこう。

(2) 「報告事項一覧」における動態事項

表 2 は、「報告事項一覧」に動態事項として列挙されている 19 の事項について、報告事項とその属性項目と整理したものである。これらを見ることで当時の杉が統計によって把握すべき動態をどのような範囲で捉えており、またそれぞれの動態事項について、どのような側面（属性項目）から捉えていたのかを探ることができる。

表 2 報告事項一覧

	報告事項	属性項目
1	嫁取	いづれの國たれの娘か養女か何歳か
2	簪取	いづれの國たれの忝か養子か何歳か
3	もらひ子	いづれの國たれの忝か娘か何歳か
4	出産	男か女かふた子か三つ子か男女いく人か流産か死體か
5	死去	なに病にて何歳で死去か男か女か
6	りゑん	何歳にてりゑんか
7	縁ぐみ	何歳にて縁ぐみか二度の縁か三度の縁かいくどの縁か
8	やもを	いづれの國か何渡世か何歳にてやもをか
9	やもめ	いづれの國か何渡世か何歳にてやもめか
10	みなし子	何歳にてみなし子か男か女か
11	ひとりもの	いづれの國か何渡世か何歳にてひとりものか男か女か
12	田畑山林	いづれのたれへゆづり渡し誰よりゆづり受候か
13	とせい替	何渡世より何とせいにかへるか
14	家持	なにとせいのものより家かひ受るか何とせいを始るか
15	借家	なにとせいのもの住居か何とせいを始るか
16	出かせぎ	いづれの國か何とせいか男か女か何歳か
17	入かせぎ	いづれの國のたれか何とせいか男か女か何歳か
18	宗旨がへ	何宗旨より何しうしに改るか
19	召使	何れの國か何とせいか男か女か何歳か何宗旨か但し子供をつれ候はゞ男か女か何歳か

(3) 人口・世帯動態と報告事項

表 2 に報告事項として一覧した「報告事項一覧」に掲げられた動態項目は、個人を把握単位とするものと世帯（家計）を単位とするもの、また動態分野としてもいくつかに類別できる。表 3 は、「報告事項一覧」にリストされた 19 の調査事項を、統計による把握単位

並びに動態分野別に整理したものである。

表3 報告事項のタイプ別分類

人口動態	自然動態	出生	出産			
		死亡	死去			
		婚姻	嫁取	婿取	縁ぐみ	
		離婚	りゑん			
		縁組	もらひ子			
	身上異動	やもを	やもめ	みなし子	ひとりもの	
	社会動態	地域移動	出かせぎ	入かせぎ	召使	
		職業異動	とせい替			
		宗旨異動	宗旨がへ			
	世帯の経済動態	土地所有異動	田畑山林			
住戸所有異動		家持	借家			

表2に報告事項として掲げた19の事項については、個人を把握の単位とするものと世帯（家計）を単位とする動態事項とからなる。さらに個人が把握単位である報告事項（個人動態事項）はさらに出生・死亡や身上の変化に関する自然動態事項と人々の地域移動や職業・宗旨の変更といった広義の社会動態とに区分することができる。ここで社会動態をあえて「広義の」としたのは、人口動態における社会動態概念が一般には地域人口に変化をもたらす人口移動をその内容としたものと解されることから、職業や宗旨といった個人の社会属性の変化は通例その範囲には含まれていないからである。なお、厳密に言えば自然動態概念についても、人口の時点間変化への関与の違いによってその範囲に広義の自然動態と狭義のそれとが考えられる。なぜなら、自然動態とされているもののうちでも出生と死亡が人口の時点間変化に直接的に作用するのに対して婚姻や離婚という事象は出生率への影響を通じて人口の長期的変化を規定する要因に他ならないからである。

ところで「報告事項一覧」には、上述した人口動態に係る報告事項に加え、田畑や山林及び住家の所有状態の変化に関する報告事項も含まれている。これらはいずれも世帯に関するいわば経済的な動態項目と考えられることから、表3ではそれらを世帯の経済動態として類別した。

（4）各動態事項についての属性報告項目

「報告事項一覧」において各報告事項に関する属性項目とされているものを列挙したのが表4である。これから、各報告事項に紐づけられた属性項目は、個人や世帯の動態面を形成する各事項に対して当時杉がどのような視点から個々の動態事項を捉えていたのかを知ることができる。

表4 動態報告事項別属性一覧

		報告事項	属性項目						
人口動態	自然動態	出生	出産	男女	複産の有無	複産児の性別数	流産	死産	
		死亡	死去	死因	男女	死亡時年齢			
		婚姻	嫁取	生国	親の名	養女か否か	年齢		
			婿取	生国	親の名	養子か否か	年齢		
			縁ぐみ	縁組時年齢	縁組回数				
		離婚	りゑん	離婚時年齢					
		縁組	もらひ子	生国	親の名	年齢			
		身上異動	やもを	生国	職業	死別時年齢			
			やもめ	生国	職業	死別時年齢			
			みなし子	孤児時年齢	男女				
	ひとりもの		生国	職業	独居時年齢	男女			
	社会動態	地域移動	出かせぎ	従業先国	職業	男女	年齢		
			入かせぎ	生国	職業	男女	年齢		
			召使	生国	職業	男女	年齢	宗旨	
		職業移動	とせい替	以前の職業	現在の職業				
宗旨異動		宗旨がへ	前宗旨	現宗旨					
世帯の 経済動態	所有異動	土地	田畑山林	譲渡者名	譲受者名				
		住家	家持	譲渡者の職業	開業する職業				
			借家	家主の職業	開業する職業				

(注) * 召使の中で子供を随伴している者

表4に示した各報告事項と属性項目の関係は二重の意味を持つ。それは、杉が表3で類別した各動態群を構成する動態事象の生起をどのような側面から捉えていたかという彼の動態観を示すものである。それは同時に他方で、各報告事項と属性項目の関係は、生起した動態事象の当事者等から届出という形で報告提出を求める際の統計原情報の内容を規定したものである。後述するように提出の書式はともかくとして、それは当事者等からの届け出という形で収集される統計原情報の属性に関する情報特性を記したものである。

以下では、自然動態群、社会動態群、経済動態群に属する各報告事項について、どのような属性項目がそれぞれの動態事象の生起の規定要因として杉が想定していたのかを見よう。

(i) 自然動態群の報告事項

自然動態群に類別される事項として「報告事項一覧」では出生、死亡、婚姻、離婚、縁組が取り上げられている。このうち出生については、「出産」として出生した子供の性別、単産・複産の別、さらには流産、死産を、また「死去」については、性別、死亡時年齢、死因を届け出による報告項目としている。「婚姻」では、嫁取あるいは婿取として婚姻によって新たに世帯に加わった者について、その者の生国、親の名、養子か否かさらに年齢の報告を求めている。また「縁ぐみ」では、それによって人を迎える世帯側の縁組相手の年齢並びに婚姻回数を報告の属性項目としている。「離婚」については、りゑんによって世帯から離れる者の離婚時の年齢が報告事項である。さらに養子女の「縁組」については、もらひ子の生国、親の名、性別、年齢がその属性項目となっている。

さらにこの「報告事項一覧」には、配偶者あるいは両親との離死別の結果として発生する個人の状態も動態項目として含まれている。すなわち、配偶者との離死別についてはそれを「やもを」、

「やもめ」として男女別にその者の生国、職業さらには離死別時の年齢を、一方、両親や家族を失い「みなし子」となった者については、本人の性別と年齢を把握すべき属性項目としている。

(ii) 社会動態群の報告事項

事由のいかんを問わず居住地の移動を伴う人口の地域間移動が、今日一般に社会動態と解されている。表3に示したように、ここでは「報告事項一覧」の動態事項のうち、地域移動(出かせぎ、入かせぎ、召使)、職業異動(とせい替)、宗旨異動(宗旨がへ)を社会動態群を構成する報告事項として類別した。その結果、今日社会動態とされるものとここでの社会動態群を構成する報告事項の範囲の間には下記の二重の意味で概念上の相違が認められる。

第1の相違点は、地域間移動の範囲に関するものである。わが国の国勢調査では居住地移動という動態事象について、これまで生国、前住地、1年前、5年前の常住地と現住地の異同といった形でその把握が行われてきた。表4に示した属性項目からも分かるように、駿河国調査の「報告事項一覧」は移動を現住者の生国として捉えている。駿河国調査のように仮に生国からの居住地移動を社会動態とみなした場合、嫁取、婿取、もらひ子、やもを、やもめ、ひとりものはいずれも生国を属性項目として持つことから、婚姻、縁組、身上異動という自然動態を事由とする移動情報を与える。この他に「報告事項一覧」では出稼者については従業先国、また入稼者と召使の場合には生国として移動情報の把握が行われている。これらはいずれも就労を目的とした居住地移動であることから、社会動態を事由とした移動にあたる。なお、彼らに関しては、当人の性別、年齢それに従事する職業の3つが共通属性項目となっているが、これらに加え出稼者については出稼ぎ先の国名、入稼者の場合にはその者の生国がそれぞれ属性項目となっている。一方、召使については上記の共通項目及び生国に加えその者の宗旨も属性項目となっている。なお召使としての同居人が子供を同伴させている場合には、上記の報告事項に加えて、その子の性別と年齢も併せて報告するよう求めている。ちなみに、このような人口の地域間移動については、江戸時代の人別改においても、「出人別帳」、「入人別帳」によるその把握が行われていた[森 2012]。

このように社会動態を今日的な意味で地域間の居住地移動として捉える場合、「報告事項一覧」では表3で地域移動として類別した出かせぎ、入かせぎ、召使に加え生国を属性項目に持つ一部の自然動態報告事項も含まれることになる。

第2の相違は、駿河国調査の「報告事項一覧」が動態事項として出稼・入稼、召使の使用といった形での地域間移動だけでなく、地域間移動を伴わない就業異動さらには宗旨異動までも含んでいることである。このうち「就業異動」に関して「報告事項一覧」は、とせい替として転職者についてその前職と現在の職名の報告を求めている。さらに「報告事項一覧」の大きな特徴として、宗教異同に関しては「宗旨がへ」として、宗旨を改めた者に対して改宗前と改宗後の宗旨の報告を求めている。

(iii) 経済動態群の報告事項

「報告事項一覧」のもう一つの特徴が、杉が動態報告事項として世帯(家計)を統計単位とした経済行為として含めていることである。田畑・山林という農業経営基盤としての資産及び住家の取得・譲渡がそれにあたる。

このうち「田畑山林」についての所有権の授受という経済的動態行為があった場合、譲渡者名と譲受者名が報告項目として指示されている。一方、住家の所有権授受や賃貸借に関しては、住家の購入により家持となった場合あるいは住家の賃借という行為が成立した場合には売手と買手、また貸手と借手双方の職名という属性項目の報告を求めている。

(5) 駿河国調査の「報告事項一覧」における動態の範囲の特徴

本節では、駿河国調査の「報告事項一覧」における報告事項と属性項目を手掛かりに、当時の杉の動態観に関して、その範囲に認められる特徴について検討を行ってきた。それは今日の人口動態概念で想定されている人口の自然動態と社会動態だけでなく、住家や土地といった不動産の取引行為という経済動態事象までも含めた広義の動態概念として想定されているという特徴を持つ。さらに社会動態という点に関しても、居住地移動をその内容とする今日の社会動態だけでなく、職業や宗旨変更という居住地移動とは次元を異にする社会的状態(status)の異動もまた動態の構成要素とする点を動態の範囲に関する大きな特徴点として指摘できる。

ここで駿河国調査の「報告事項一覧」における杉の動態観が今日の人口動態概念よりも広義の概念として想定されていた点に関連して若干付言しておく。〔森 2012〕でもすでに考察したように、杉は駿河国調査で「家別表」を用いて個々の住家に居住する者を静態人口としてその統計的把握を行っている。そこでは、年齢や生国、業体（職業）などに加え、家持・借家、田畑・山林、宗旨を調査事項として取り上げている。「とせい替」が「業体」の動態面であることを考えれば、「宗旨がへ」や田畑・山林、住家の所有権の移転もそれぞれ「宗旨」や「家持・借家」「田畑・山林」のそれぞれ動態面として当時の杉には認識されていたのではないと思われる。その意味では、「報告事項一覧」が動態に対して広義の分野設定となっているのは、「家別表」における静態把握を部分的に反映したものであるようにも思われる。

さらに表4の報告事項と属性項目とからは、杉の動態観のもう一つの側面も読み取ることができる。そこには個人だけでなく部分的には世帯(家計)も統計単位として種々の自然・社会動態事象に属する報告事項について、動態事象の生起に関わる当事者から報告を求める属性項目が具体的に記載されており、報告事項によっては動態事象の生起件数だけでなくその生起に係る当事者の生国、職業、年齢といった属性項目の報告を求めているものも少なくない。このことは、杉が動態事象を単に生起件数としてだけでなく、それを規定すると考えられる各種属性項目とも関係づけることで、動態事象の生起の結果としての職業構成や地域人口構成面の変化の分析をも可能とする情報としてその収集を企図している。

その意味では杉が駿河調査で準備した「報告事項一覧」は、一方で動態として統計的にとらえるべき範囲として現在の人口動態概念を超える社会経済的諸事項も含むものであり、また報告するよう求めている属性項目の具体性の点でも、動態事象を単に静態人口の規模の経時的・地域的变化をもたらす契機としてだけでなく、集団現象としての動態事象それ自体の分析をも可能にするものとしてそれを捉えようとする彼の姿勢を確認することができる。

2. 甲斐国運動調心得書及雛形草案(草案)における動態事項

(1) 「草案」前文に見る動態把握の目的

「草案」は、動態の統計による把握の目的等を記した記述部分（前文）と雛形様式とからなる。「草案」の前文は「一國ノ風俗民業貧富強弱等ノヲ皆人別ニ據リテ之ヲ明證スル者ナリ」として、「人別調」の「主任者」は煩雑を回避し精密な調査結果を得なければならぬとする。人別調によって得られた結果は政治、学問にとって益するものの、逐一その関連を論じることは煩雑であり人別調の心得にとっては不適切であるとして、ここでは各表式（様式）の作成目的を記載するにとどめている。

「草案」は基本的に出生、死亡、婚姻、移動等の動態事象の把握の心得文書として策定され、20葉の雛形様式が所収されている。ただ、そのうちの最初の様式として示されている「人員及ヒ年齢調表式」は、静態人口把握のための書出し様式である。動態事象の把握を調査目的とする甲斐国動態調の調査資料にこのようにあえて人口数や年齢といった静態項目に係る様式を加えた理由について「草案」は、「人ハ國ノ本ニシテ人増サハ國盛エ人減ゼバ國衰フルノ道理ナリ故ニ毎年戸籍ニ就テ國郡ノ總人數及ヒ男ト女トノ人數ヲ調ヘ且ツ其増殖ノ多寡ヲ比較シテ人生ノ有様ヲ觀ルモノナレハ其調最モ肝要ナリトス」人口数が国の盛衰に直結することから戸籍によって毎年の男女別人口規模及びその推移の把握が肝要であるとし、また年齢に関しても、「生者死者ニ於テ種々ノ關係アリト雖先ヅ人間壽命ノ長短及ヒ婚姻職業等皆年齢ニ因テ其良否ヲ顯ハスモノ」であるとして、年齢が寿命や婚姻、職業などと深く関わっていることからその把握が必要であるとしている。

「草案」の前文はまた、出生、死亡、婚姻、離縁、往住、来住といった個々の動態事項についてもその統計的把握の目的をそれぞれ次のように記している。

まず出生に関して「草案」は、その統計的把握の意義に関して、それを「人間ノ根本」としながらも、出生の過多・過少という「人間生殖ノ強弱」と「公生私生」とが「國家ノ幸ト為リ不幸ト為ルモノ」であることから出生の統計的把握が不可欠であると規定している。次に死亡に関して「草案」の前文は、「其（死亡－引用者）年齢ニ依テ大ニ國ノ強弱民業ノ盛衰ニ關係スルヲアリ」と死亡者の年齢情報が栄養、衛生状態、医療水準等を包括した総合的な国力を反映する指標としてその統計による把握が必要であるとしている。また「草案」の前文は「婚姻及ヒ離縁」について、それらを出生の規定要因としてではなく、あくまでも「男女ノ縁組ニ因テ風俗及ヒ人情ノ有様等ヲ知ル」上で必要な統計項目であると規定している。さらに「草案」は、「榮業等ノ為メ」の国間の来住数と往住数の卓越状況によって「人ノ動き換ル有様」が明らかにできることを来住、往住数の統計的把握の必要性の根拠としている。

ところで「草案」には「行方知レサル人員及ヒ年齢調ノ事」と「棄兒調ノ事」として行方不明者と棄兒についてもそれぞれ二種類からなる雛形様式が所収されている。しかし、行方不明者と棄兒に関しては、「草案」の前文にはそれらの把握の必要性等の記載は見あたらない。

(2) 「草案」所収の様式一覧

「草案」には「人員運動調目録」として、男女人員及ヒ年齢調ノ事、男女出生調ノ事、出生届洩調ノ事、男女死亡調ノ事、婚姻調ノ事、離縁調ノ事、移住人調ノ事、行方知レサル人員及ヒ年齢調ノ事、棄兒調ノ事として、静態さらには動態分野別に表式あるいは記載式といった様式一覧が示されている。表5は、「草案」の目録として示されている様式について、静態と動態（8区分）別に様式名とともに整理したものである。なお、表中の表番号【表 1-1】～【表 1-20】は、行論の便宜上筆者が独自に付番したものである。

表5 「人員運動調心得書及雛形草案」の様式一覧

< 静態様式 >

男女人員及ヒ年齢調ノ事		
	人員及ヒ年齢調表式	【表 1-1】

< 動態様式 >

男女出生調ノ事		
	公生出産調表式	【表 1-2】
	私生出産調表式	【表 1-3】
出生届洩調ノ事		
	出生届洩調表式	【表 1-6】
	右ノ外就籍者調表式	【表 1-7】
男女死亡調ノ事		
	死亡人員及ヒ年齢調表式（死亡時年齢別表式）	【表 1-4】
	死亡人員及ヒ年齢調表式（死亡月別表式）	【表 1-5】
婚姻調ノ事		
	婚姻者記載式	【表 1-8】
離縁調ノ事		
	離縁者記載式	【表 1-9】
移住人調ノ事		
	來住人往住人國分ケ表式	【表 1-10】
	來住人往住人年齢分ケ表式	【表 1-11】
	來住人往住人職業分ケ表式	【表 1-12】
	縁事ニ係ル往住人國名調表式	【表 1-13】
	縁事ニ係ル往住人年齢分ケ表式	【表 1-14】
	縁事ニ係ル來住人國名調表式	【表 1-15】
	縁事ニ係ル來住人年齢分ケ表式	【表 1-16】
行方知レサル人員及ヒ年齢調ノ事		

	行方知レサル人員及ヒ年齢調表式	【表 1-17】
	行方知レサル者生國調表式	【表 1-18】
棄兒調ノ事		
	棄兒調表式	【表 1-19】
	棄兒死亡調表式	【表 1-20】

〔出所〕「人員運動調心得書及雛形草案」〔太政官統計院第 1 課〕より作成。

ただし「草案」に所収されている具体的な雛形様式は、死亡調に関しては①死亡時年齢・月別表式と②死亡月別表式の二種類が収録されている。また所収の雛形様式は、出産調 ⇒ 死亡調 ⇒ 出生届洩 ⇒ 就籍者調の順番に配列されている。そのため表番号【表 1-1】～【表 1-20】は雛形様式の配列に従って付蕃した。

(3) 「草案」所収の動態様式・記載式とその記載項目

「草案」には動態統計原情報の収集のための様式として合計 19 の様式（【表 1-2】～【表 1-20】）が雛形として所収されている。このうち 17（【表 1-2】～【表 1-7】、【表 1-10】～【表 1-20】）が月次あるいは年次による内訳別の集計値を各欄に記載する形式の表式であり、残りの二様式（【表 1-8】、【表 1-9】）が、該当する個別事例を雛型の指示に従って記載する記載式形式での様式となっている。

表 6 は、これらの動態報告様式（表式、記載式）について、動態事項、作成周期、表式内訳項目、記載式記載項目を整理したものである。

表 6 動態様式の作成時点、記載項目

表番号	動態事項	作成周期	備考<表式(記載式)への記載項目>
表 1-2	出生	月次	産婦数、男女、出産類型 ^(#1) 、生胎死胎、本籍寄留
表 1-3	出生	月次	産婦数、男女、出産類型 ^(#1) 、生胎死胎、本籍寄留
表 1-4	死亡	月次	男女、年齢 ^(#2) 、本籍寄留
表 1-5	死亡	年次	男女、出生年月日、本籍寄留
表 1-6	就籍	年次	男女、年齢、本国他国
表 1-7	就籍	年次	男女、年齢、本国他国
表 1-8 ^(*)	婚姻	月次	婚姻類型 ^(#3) 、夫居住地、夫姓名、夫生年月日、妻姓名、妻生年月日
表 1-9 ^(*)	離縁	月次	夫居住地、夫姓名、夫生年月日、妻姓名、妻生年月日
表 1-10	来住往住	年次	男女、国
表 1-11	来住往住	年次	男女、年齢
表 1-12	来住往住	年次	男女、戸主家族員、職業
表 1-13	往住	年次	男女、縁事理由 ^(#4) 、国
表 1-14	往住	年次	男女、縁事理由 ^(#4) 、年齢

表 1-15	来住	年次	男女、縁事理由 ^(#4) 、国
表 1-16	来住	年次	男女、縁事理由 ^(#4) 、年齢
表 1-17	行方不明	年次	男女、年齢、年次 ^(#5)
表 1-18	行方不明	年次	男女、生国、年次 ^(#5)
表 1-19	棄児	年次	男女、年齢、年次 ^(#5)
表 1-20	棄児	月次	男女、年齢、年次 ^(#5)

[表注] (✱) 記載式

(#1) 一子、二タ子、三ツ子

(#2) 1歳未満者については月別

(#3) 初縁、妻(夫)離二縁、妻(夫)死二縁

(#4) 夫(妻)死、夫(妻)離、養子、養女

(#5) 本年、従前

表 6 で備考として示した「表式(記載式)への記載項目」は、各様式に係る動態事象の属性別内訳区分にあたるものである。このように「草案」に所収された 17 の表式様式では集計期間並びに各属性の内訳に従って、また二つの記載式でも雛型従ってそれぞれ、各動態事項に関して定型的書式による動態統計原情報の収集を行うこととされている。

3. 駿河国調査と甲斐国人員運動調における動態統計原情報の収集方法

(1) 駿河国調査における動態統計原情報の収集方法

対象となる実体の特定時点における静止断面である静態統計と異なり、動態統計で把握の対象となるのは、その性格上任意の時点において生起する個々の動態事象に他ならない。そのため動態統計の場合には、静態統計のように特定の調査時点を設定し調査票等を用いた統計原情報の収集を行うことはできない。

従ってこのような動態統計原情報の収集は、一方で生起する動態事象の当事者等に対して所定の期限並びに属性項目情報を持つ届出という形での報告を求めるとともに、そのような報告の受理体制を制度化することで行われることになる。

ここで、表 1 として掲げた駿河国調査の「報告事項一覧」に再度立ち戻ろう。

そこには、嫁取から宗旨がへの 18 の報告事項については、作成年月を記して「三日の内にとゞけ可申事」、また召使の雇用については「11月朔日より同 15 日までにとゞけ可申事」とゞけ可申事」とゞけ可申事」とゞけ可申事」とゞけ可申事」とゞけ可申事」とゞけ可申事」とゞけ可申事」とゞけ可申事」とゞけ可申事」とゞけ可申事」とゞけ可申事」とそれぞれ書面による届け出を求めている。しかしそこには駿河国調査の静態調査で使用された家別表のような具体的な雛形様式は提示作成されておらず、「但實用第一の儀に付とゞけ書はなに紙にても不苦候」として、届出書の紙質や記載に際しての書式も含め、すべて届出者の裁量に委ねている。なお、届け出の方法についても「報告事項一覧」は、必ずしも「當人」に提出を義務づけてはおらず、「人頼にでも召使の者」といった代理持参による提出も容認している。

さらに届出書を受理する側の「町会所」や「役人」に対しても、受理結果の集約・処理方法等の

具体的な指示もない。もっともこの点について言えば、駿河国調査が私人としての杉の手になる調査であるという特殊事情が少なからず関係しているように思われる。なぜなら、杉にとって町会所や役人はあくまでも管轄地域において提出される届書を集約し杉に提出する仲介役に外ならず、地域単位での集計業務まではそもそも期待していなかったと考えられるからである。

以上見てきたように駿河国調査の場合、動態統計原情報の収集に関して、各報告事項について表3に記したような諸属性項目が単に示されているだけで、標準化された情報の収集の前提となる具体的な届出様式の雛形のようなものは用意されておらず、また収集した情報の動態統計への調整に至る処理過程の面でも動態統計として多くの未整備な要素を内在させている。

(2) 甲斐国運動調「草案」における動態統計原情報の収集方法

「草案」は、出生と死亡について、「一月一日午前零時ヨリ十二月三十一日午後十二時迄一周年間」の「産婦及ヒ出生ノ兒（生胎、死胎）」と「死セシ男女員數及ヒ年齢」を「戸籍ニ據リテ」それぞれ所定の様式【表 1-2～1-5】に従って書出すことを求めている。ただし、僧尼における出生に関しては、「公生私生トモ僧又ハ尼ノ子ラバ此表ニ倣ヒ別ニ之ヲ記載シ且ツ其僧尼ノ宗名ヲ書ス可シ」と様式に付記することで、宗派の内訳を持つ別表による書出しを求めている。また年齢別死亡の月報様式【表 1-4】では男女・本籍寄留別の死亡者数が、1歳未満については「生月ヲ算シテ何月ト」その生存月数、1歳以上は各歳による記載を求めている。なお、【表 1-5】は、各年次の出生者について1歳未満の生存月別死亡者数算出用の様式である。また甲斐国運動調では出生に関して、出生時に届出がなされていなかった届け出漏れ者を追加的に戸籍簿に就籍者として書き出すための様式【表 1-6】も設けられている。

第2節ですでに言及したように、「草案」に所収されている19の動態調査用の雛形様式のうち大半（17様式）は集計値を書出す表式様式であるが、婚姻調【表 1-8】と離縁調【表 1-9】の二つの様式は婚姻・離縁に係る個々の動態事象についての記載を求める記載式という異種の様式となっている。これらについては、いずれも各月に生起した婚姻あるいは離縁について、それぞれ該当事項を雛形様式の指示に従って書き出すものとしている。なお離縁調は、僧尼の離縁について宗名の追加記載を求めている。

地域間での居住地移動には、本籍地の移転を伴う転籍移動（往住・来住）と本籍を維持した居住地移動（出寄留、入寄留）とがある。そのため、本来概念的には往住・来住は前者の本籍地の移転を伴う転籍移動を意味する。ただ「草案」の雛形様式【表 1-10】によれば、「来住」が「轉籍及ビ入寄留」、また「往住」が「轉籍及ビ出寄留」といずれも寄留を含む広義の居住地移動として概念設定されており、【表 1-10】～【表 1-12】によってそれぞれ国別、年齢別、職業別の年間移動者数の書出し様式となっている。

また、離別、死別、養子女縁組を理由とする居住地移動については、「縁事ニ係ル」往住、来住として別途【表 1-13】～【表 1-16】によって国別、年齢別の年間の移動者数をそれぞれ年末現在で書出すこととされている。なお、縁事の中の婚姻に伴う居住地移動について

は様式【表 1-13】～【表 1-16】の移動事由に挙げられていないことから、縁事による移動書出し様式ではなく、一般の往住・来住として様式【表 1-10】～【表 1-12】により把握を行うことになっているものと思われる。

さらに甲斐国運動調による動態把握の大きな特徴が、行方不明者や棄児についても対象範囲としていることである。

このうち行方不明者に関しては、まず【表 1-7】が、出生時の届け出漏れ等の事由により無籍であった者及び行方不明により無籍扱いとなっていた者の帰還による復籍者数の書出し様式となっている。また「草案」は行方不明者の書出しについて、「此調ハ戸籍ニ現在セル本籍並ニ寄留人員ノ内家出シテ行方知レサル男女、年齢、生國トモ左ノ式ニ從テ書出スベシ」として、戸籍簿あるいは寄留簿の記載との照合結果に基づき「家出シテ行方知レサル」者の書出し様式【表 2-17、2-18】が設けられている。なお記載は当該年計と従前分とに区分して行うが、満 80 歳以上の不明者については除籍措置を行い様式【表 1-17、1-18】とは別途男女それぞれについて本籍者、出寄留者、入寄留者に区分して年計の報告を求めている。

一方、「草案」には棄児に関する書出し様式【表 1-19、1-20】も所収されている。なお、これらの様式は、棄児という公生出産調【表 1-2】や私生出産調【表 1-3】が捉えていない出産という動態事象を補完的に把握する様式であるともいえる。

以上の検討結果を踏まえ、甲斐国運動調における動態統計原情報の収集に関して、ここで差し当たり以下の 2 点を確認しておく。

その 1 は、「草案」が具体的な形で雛形様式を示すことで、出生、死亡等の各動態事項について、属性項目の内訳に従った生起件数として全対象地域にわたり定型的把握を可能とするだけでなく、月報あるいは年報として設計された報告様式が、任意時点において生起する動態事象の期間を定めた定期的把握を可能にしている。

さらに「草案」の雛形様式は、動態統計作成のために収集された動態統計原情報の統計結果表への調整過程の方向づけを与えるものである。なぜなら、婚姻調【表 1-8】と離縁調【表 1-9】以外の 17 の動態様式はいずれも表式形態を持つ報告様式として設計されていることから、町村から上申様式に記載された地域集計を単純に加算することで、郡、県、さらには全国による集約が可能となるからである。

もう一つの特徴は、統計原情報の情報源に関するものである。「草案」では「男女人員及ヒ年齢調」の様式【表 1-1】と関連して、「此調ハ一月一日午前零時戸籍ニ現在セル本籍並ニ寄留ノ男女人員及ヒ年齢ヲ左ノ式ニ從テ書出スベシ」と記されており、「男女出生調」や「男女死亡調」ではいずれも「戸籍ニ據リテ」所定の表式様式に書出すものとし、さらに「行方知レサル人員及ヒ年齢調」でも、「戸籍ニ現在セル本籍並ニ寄留人員ノ内家出シテ行方知レサル」者が書出しの対象となっている。他の動態事項については「草案」に明示されてこそいないものの、各町村が業務として維持管理している戸籍簿あるいは寄留簿情報が甲斐国運動調における動態事象把握に当たっての統計原情報の情報源とされている。

前 2 節で見てきたように、駿河国調査の「報告事項一覧」と甲斐国運動調の「草案」とでは、動態統計として取り上げられている動態事項の範囲や統計作成のための動態統計原情報の情報源や把握方法等にいくつかの相違点が認められる。以下の各節では、両者の間に見られる報告様式の形式的差異、動態統計としての範囲の違い、また様式に記載される情報についての把握次元や記載される情報の源泉の違いなどを比較考察することで、駿河国調査から甲斐国運動調までの約 10 年の間における杉の動態観の変化を見てみたい。

4. 駿河国調査「報告事項一覧」と甲斐国運動調「草案」における動態概念

(1) 報告様式に見られる形式的差異

表 1 の「報告事項一覧」は動態事象の当事者等に対して生起した各動態事象あるいはその結果としてもたらされた個々の状態について、所定の属性情報とともに町会所あるいは役人へ届け出るものとしている。なお、そこでの届け出に際して杉は「報告事項一覧」で雛形様式のような書式にあたるものは何ら提示しておらず、様式それ自体についても「實用第一の儀に付とゞけ書はなに紙にても不苦候」とその一切を届出者の裁量に委ねている。

これに対して甲斐国運動調の「草案」には合計 20 葉からなる具体的な報告様式が所収されており、このうち【表 1-2】から【表 1-20】までの 19 が動態事象に関する報告様式となっている。

このように駿河国調査に対して甲斐国運動調では、動態事象に関して統計作成のための情報の収集方法が定型化されている点を大きな特徴として指摘できる。それによって、仮に「報告事項一覧」に従って駿河国調査が実施されたとした場合に生じ得たであろう記載の不統一に起因する統計的集約における不首尾の回避が期待できる。

(2) 動態事項の範囲に見られる相違

駿河国調査の「報告事項一覧」と甲斐国運動調の「草案」でそれぞれ動態統計における把握事項とされているものにいくつかの相違点が認められる。表 7 は、駿河国調査の報告事項と甲斐国運動調で様式として示されているものを動態分野別に整理し比較したものである。

表7 報告事項のタイプ別分類

		駿河国調査 「報告事項一覧」		甲斐国運動調 「草案」				
人口動態	自然動態	出生	出産	表1-2、表1-3、表1-6				
		死亡	死去	表1-4、表1-5、表1-20	棄児(表1-20)			
		婚姻	嫁取 婿取 縁ぐみ	}	表1-8			
			離婚			りゑん	表1-9	
			縁組			もらひ子	表1-13～表1-16	
		身上異動	やもを やもめ					
	みなし子		表1-19	棄児(表1-19)				
	ひとりもの							
	社会動態	地域移動	出かせぎ	}	表1-10～表1-16	往住來住者		
			入かせぎ					
			召使					
			表1-17、表1-18	行方不明者				
職業異動		とせい替						
宗旨異動	宗旨がへ							
世帯の 経済動態	土地所有異動	田畑山林						
	住家所有異動	家持 借家						

表7の比較結果から杉が動態としてみなしている事項の範囲に関して駿河国調査と甲斐国運動調の間で変化しているのを読み取ることができる。

まず、駿河国調査の「報告事項一覧」が動態事項として扱っていた土地（田畑・山林）、住家（持家、借家）といった不動産の所有権の移転という世帯を単位とする経済的な動態事象が甲斐国運動調の「草案」では動態の対象範囲から除外されている。このことは、杉が駿河国調査の「報告事項一覧」で動態事象の範囲を人口動態の範囲を超える「広義の動態」として設定していたものが、甲斐国運動調では人口に純化させた形で再構築していることを意味する。

また、甲斐国運動調に対して駿河国調査で動態概念が相対的に広義に設定されているのは、社会動態の範囲にも同様に見られる。つまり、甲斐国運動調では社会移動を基本的に来住・往住（寄留による移動も含む）という人口の地域間での居住地移動としている。一方、駿河国調査では、今日社会動態とされている居住地移動だけでなく、職業異動（とせい替）や宗旨異動（宗旨がへ）までも含めたより広い視点から杉は動態を捉えていたといえる。

この他にも両者の間での動態の範囲に見られる相違としては、甲斐国運動調が人口に係

る動態に純化する中で、駿河国調査の「報告事項一覧」にはない行方不明者や棄児も統計による把握の対象に加えている点が挙げられる。このうち行方不明者は既存の行政情報である戸籍簿、寄留簿情報との整合性の観点から、一方、棄児に関する様式のうち棄児調【表 1-19】については出生届出洩の把握様式【表 1-6】とは別の意味で出生の、また棄児死亡調【表 1-20】は死亡という動態事象の統計による把握の質の向上に寄与するものとして導入されたものと考えられる。

ところで、杉が駿河国調査において動態をより広義に捉えていたのには次のような事情が関係しているように思われる。すなわち駿河国調査が明治 2 年という体制変革直後とも言える時に実施された点を考えれば、それまで幕藩体制下長きにわたり行われてきた宗門改や検地帳^②、五人組帳、村明細帳、家守請状、さらには制度として明治期にも継承される沽券状による土地、家屋売買記録〔及川 1977〕等の慣行を杉は自らの意識の中で多かれ少なかれ引きずっていたという側面も十分考えられる。

このように、駿河国調査では、「とせい替」や「宗旨がへ」という広義の社会動態、また「田畑山林」、「家持」という土地・住家に係る所有権の移転や「借家」という賃借関係の異動という経済的動態までも含むなど、通例人口動態とされている自然並びに社会動態を大きく超える広範囲な内容のものであった。逆に言えば、動態の範囲に関して甲斐国運動調ではこれらを削ぎ落とし人口の自然動態、さらには移動に限定した社会動態へと純化するとともに、届出洩れや行方不明者、棄児に関する様式を追加することで、統計としての人口動態把握をより完備なものとするという意図を読み取ることができる。

5. 駿河国調査の「報告事項一覧」と甲斐国運動調「草案」様式一個別動態情報の届け出と集約動態情報の書出し

(1) 「報告事項一覧」における個別動態情報の届け出

「報告事項一覧」に列挙された報告事項のうち「嫁取」から「宗旨がへ」の 18 項目については、「右のケ條は何年何月としたゞめ三日の内にとゞけ可申事」、また「召使」の雇入れについては、「毎年 11 月朔日より同 15 日までにとゞけ可申事」といずれも期限を限定してそれぞれ当事者等にその届け出を求めている。

さらに「報告事項一覧」は届出方法（届出先、届出人、届出書式）についてもそれぞれ次のように規定している。まず届出先を「市中は町会所在方は其所役人え届出可申事」とし、また届け出にあたっては「當人届に出候にも及ばず人頼にでも召使の者にても持参可致事」と家主による届け出だけでなく代理人による提出も許容している。なお、届け出の際の様式について「報告事項一覧」は具体的な雛型様式のもの提示しておらず、報告事項の記載方法についての特段の指示はなく、単に「とゞけ書はなに紙にても不苦候」と記されているだけで、すべて届け出を行う者の裁量に委ねた形になっている。

^② 御図帳、水帳、縄打水帳、棹打水帳等とも呼ばれ、土地の売買等が記録される。

以上のような動態事象に係る統計原情報の報告＝受理方式からも明らかなように、「報告事項一覧」に記されているのは、家主等を報告主体、また町会所・役人を提出された届出書類の受け取り役とする個別動態情報収集の仕組みに他ならない。なお、「報告事項一覧」には届け出を受けた側での届け出の記載情報の取りまとめ等の処理業務に関しては特に何の記載もない。これは、駿河国調査における動態調査が仮にこういった方法で行われ個別動態原情報が収集されたとしても、調査の実施当事者である杉にとって町会所・役人はそれぞれの地域の家主等から提出される届出書類の単なる受取人であり、受取書類をそのまま調査実施当時者の杉に手渡すだけの役目を持つ一種の調査補助に過ぎないことによる。

このように、「報告事項一覧」に記されているのは、動態統計の作成に必要な情報の収集という側面に焦点をあてて捉えた場合、まさに動態事象の生起に係る個別動態原情報の獲得過程に他ならない。

(2) 集約動態情報の書出し表式としての「草案」様式

第2節で詳述したように、甲斐国運動調の「草案」には動態事象の統計的把握に関して【表 1-2】～【表 1-20】の19の雛形様式が所収されている。具体的に示した様式に従って動態統計の作成に必要な情報を得るという点では、駿河国調査の「報告事項一覧」には見られなかった統計作成上の一大進歩と言えよう。ただ、その一方で、動態統計の作成のための情報収集の手段としてこれらの様式を捉えた場合、「草案」の諸様式は上述した「報告事項一覧」における情報収集と記載される情報に関して多少異質な側面を持っているように思われる。

「草案」の人員運動調目録に列挙されている諸様式のうち「人員及ヒ年齢調」【表 1-1】を除く19の様式のうち17様式（【表 1-2】～【表 1-7】、【表 1-10】～【表 1-20】）と残りの2様式（【表 1-8】、【表 1-9】）とは、記載される情報の性格を異にしている。なお、この点は、人員運動調目録でも様式の表記法においても、前者の諸様式が「表式」、一方後者は「記載式」として区別されている。

「草案」に所収されている全ての雛形様式にはその肩に「何府縣何國何郡」と行政区（郡）名の記載を求めている。【表 1-2】～【表 1-7】、【表 1-10】～【表 1-20】の17様式はいずれも年次ないしは月次の生起件数の属性別の集計値を書出す表式形態による調査様式であり、郡内の各町村からの報告を郡計として書出す様式（表式）となっている。これに対して婚姻調【表 2-8】と離縁調【表 2-8】については、行政区（郡）内において生起した動態事象としての婚姻あるいは離縁に関する個別情報を列記する様式（記載式）となっている。「草案」に所収された17の表式は、行政単位としての郡を構成する町村が行政記録に基づき一定期間における属性別の生起件数の集計値の郡ベースでの集約結果に他ならない。他方、婚姻調【表 2-8】と離縁調【表 2-8】に記載されているのは、町村が把握している個々の婚姻、離婚を所定の属性項目と共に書き連ねたものの郡ベースでの簿冊情報にあたる。

記載情報の性格という視点から見た場合、「草案」の17表については、「報告事項一覧」

におけるように動態事象の当事者等からの個別動態統計原情報の収集ではなく、集計値の書出し結果に他ならない。一方、婚姻調【表 2-8】と離縁調【表 2-8】については、記載されるのが非集計の個別動態事象という情報形態に関しては「報告事項一覧」のそれと類似したものである。

6. 駿河国調査と甲斐国運動調における動態統計原情報の収集方式

(1) 駿河国調査の「報告事項一覧」に見る動態一次情報の収集

「報告事項一覧」は「召使」を除く 18 の各動態事項に対して報告に記載すべき属性項目並びに提出期限を「何年何月としたら三日内にとゞけ可申事」、また召使については「毎年 11 月朔日より同 15 日までにとゞけ可申事」と指示している。

前節でも述べたように、「報告事項一覧」には届け出に際しての書式は特に示されていない。そこでは単に届出人を「當人届に出候にも及ばず人頼にでも召使の者にても持参可致事」、また提出先を「市中は町会所在方は其所役人え届出可申事」と規定しているだけで、届出を受理した町会所や役人によるその後の処理方法についても何の記載もない。

以上のことからわれわれは「報告事項一覧」における動態統計原情報の収集について、次の二点を確認することができる。その 1 は、それが個々の動態事象の生起について当該事象の当事者等から提出される所定の属性項目を記した書式不問の届出書によって動態統計原情報の収集を行うよう制度設計されていること、そしてもう一つが、そこでの届出先とされている町会所・役人は提出された書類の単なる受け取り役に過ぎず、記載内容の点検や集計処理といった業務までもはその職務には含まれていなかったことである。

このように「報告事項一覧」は、そこに列挙された動態事項に関する動態統計原報の収集方法に関しては、動態量の把握の正確さを期す上で必須とされる定型化された報告様式が存在しない点でもまた収集された動態統計原情報の統計への取りまとめの面でも制度的には未整備なものとなっている。

駿河国調査が杉という一個人の発意により静岡藩という旧体制の同意を得て初めて実施できたという事情を勘案すれば、杉が提示した「報告事項一覧」に示されている動態統計原情報の収集方式が動態事象に係る各人の届出義務はあくまでも旧幕時代の触書^③的形式^④によるもので、またその届書の受理体制も町会所など旧来の統治機構に依拠するなど、動態事項に関する統計原情報の収集が前近代的性格を帯びたものとならざるを得なかったの

③ 惣触と呼ばれる触書は老中・若年寄が作成した法案を将軍が裁可し、必要な部数の写しが作成され老中・若年寄から大目付・目付・三奉行によって各方面に配布された。幕領では勘定奉行から代官を通じて町村に、また各藩へは江戸留守居役から領内に、寺社へは寺社奉行からそれぞれ上意下達によってその周知が図られた〔竹内編 2003 328 頁〕。

④ 町触という形での行政命令の下达は明治初期にもその例が見られる点を想起すれば、杉による「報告事項一覧」の表記がそのような文書形式となっているのもあながち理由のないことではない。

もあながち理由のないことではない。駿河調査の「報告事項一覧」が動態事象に係る統計原情報の収集に関して完備した報告体制を制度化できなかったのは、他でもなくこの調査の非政府統計的性格に起因している。

(2) 甲斐国運動調「草案」に見る動態情報の情報源とその二次的書出し

それでは甲斐国運動調ではどのような方式での動態原情報の収集の仕組みが想定されているのであろうか。

「草案」は「男女出生調」に関する【表 1-2】【表 1-3】様式への記載上の心得として「此調ハ戸籍ニ據リテ一月一日午前零時ヨリ十二月三十一日午後十二時迄一周年間ノ産婦及ヒ出生ノ兒（生胎、死胎）ヲ左ノ式ニ從テ書出スベシ」と、また「男女死亡調」に係る様式【表 1-4】【表 1-5】についても、「此調ハ戸籍ニ據リテ一月一日午前零時ヨリ十二月三十一日午後十二時マテ一周年間ニ死セシ男女員數及ヒ年齢ヲ左ノ式ニ從ヒ月毎ニ分チテ調ブベシ」といずれも戸籍簿を情報の源泉として、【表 1-2】【表 1-3】【表 1-4】については月次、【表 1-5】では該当する年次の件数の書出しを求めている。また、行方不明者の把握様式として設けられている【表 1-17】でも「此調ハ戸籍ニ現在セル本籍並ニ寄留人員ノ内家出シテ行方知レサル男女、年齢、生國トモ左ノ式ニ從テ書出スベシ」と記されており、戸籍簿情報が当該様式への書出しの元情報となっている。なお、「移住人調」の報告様式である【表 1-10】～【表 1-16】への記載の情報源については「草案」は特に言及してはいないが、これらについては本籍による居住者については戸籍簿、また寄留者については寄留簿が元になっているものと考えられる。さらに、「婚姻者調」【表 1-8】と「離縁調」【表 1-9】、「棄児調」【表 1-19】【表 1-20】についても、各様式への記載にあたっての情報源は「草案」では特に言及はない。しかし、これらの様式についても、町村が受理した届出や作成記録がその情報源となっていると考えられる。

今回行った「報告事項一覧」と「草案」に所収された調査様式（書出し様式）の比較結果から、「報告事項一覧」から「草案」へと調査様式の定式化が図られている一方で、動態統計作成のための統計原情報の獲得の面ではその次元を異にしている。なぜなら、記載情報の性格という視点から見た場合、「草案」に所収された 17 表に記入される数値は「報告事項一覧」におけるように動態事象の当事者等からの第一次情報としての個別動態統計原情報の収集ではなく、町村が保有する既存の行政記録から得られる集計値を二次的情報として書出したものに他ならず、他の 2 表（【表 2-8】、【表 2-8】）についても、記載されるのが個別の動態事象という情報形態の点でこそ「報告事項一覧」における報告徴収との類似性は見られるものの、当事者からの直接報告ではなく、既存の行政記録に基づく転記という二次的記載という点では明らかに情報の把握次元を異にしているからである。

むすび

本稿ではいずれも調査としては完遂されることなく統計作成の仕組みとして制度化にいたることはなかった明治初期の二つの動態調査（駿河国調査の動態調査と甲斐国運動調）を取り上げ、それらの調査資料である「報告事項一覧」と「草案」を検討の材料として、動態事象の統計的把握方法に見られる諸特徴を比較することで、調査の企画者である杉におけるその間の動態概念の変化や動態統計原情報の収集という側面からみたこれらの調査の相違等をわが国の動態統計成立前史における一齣として考察してきた。

甲斐国運動調に関しては、次のような二様の評価が併存する。その1はその後のわが国の人口動態調査の先駆けとして評価したものである。この調査を杉がわが国の統計調査史上に遺した業績の一つとし、「…動態統計も三十二年より全国に行はれ山梨縣中止の案も時を得て完全の執行を見…」〔高橋 1911 43 頁〕とその後いくつかの曲折⁵⁾を経て本格的に制度化されることになる動態調査との連続性の側面を強調する高橋の見解がそれである。

これに対して、静態調査として実施された甲斐国調査をわが国における国勢調査の嚆矢として高く評価する一方で同じく杉らがその継続事業として企画実施した甲斐国運動調にはそれとは異なる評価を与える立論もいくつか見られる。

その1が、『総理府統計局百年史資料集成』における評価である。同書第2巻人口（上）の第2編国勢調査実現運動及び準備活動（その1）（明治31年まで）の甲斐国現在人別調等の部分に付された注7において編者は甲斐国運動調について、「この調査は、何の結果集計をも行わずに消滅してしまったし、後の明治三十二年からの本局の「人口動態調査」にも殆んど影響を及ぼしていないと思はれる」〔総理府統計局 1976 988 頁〕という見解に立ち、動調査については「草案」の前文と若干の所収様式に関する概略説明を注記するにとどめている。

また、藪内武司も、「甲斐国人員運動調」においても、何の集計結果も得ることなく挫折の苦杯をなめるにいたった。したがって、その後の人口動態統計には何ら模範となるべき先例も残さず、またその影響を及ぼすものにはならなかったのである」〔藪内 1977 38 頁〕と甲斐国運動調のその後のわが国の人口動態統計への継承性の評価という点では否定的である。

このように甲斐国運動調に対する既存の統計調査史上の評価は二様であるが、いずれも評価の根拠については問題がないわけではない。なぜなら、それを積極的に評価している高橋は何を以て「完全の執行を見」と判断したかの基準は示しておらず、また否定的な論者においても、単にその調査が何の集計結果も残すことなく挫折、消滅したことがそのような判断の根拠となっているからである。その意味では、双方ともこの調査が果たしてどのような方法で人口の動態面把握を試みたのかを何ら吟味することなくその判断を下しているだけである。筆者は、甲斐国運動調という動態調査の統計調査史上の意義について、

⁵⁾ わが国における明治32年以前の人口動態統計制度に関しては、高津英雄の書誌的整理に基づく〔森田 1948〕がある。

それが調査として完遂されたか否かによってではなく、どのような方法でその統計的把握が試みられ、そこにいかなる意味なり問題点を胚胎していたのかを明らかにすることで初めて適正に評価できるものとする。

動態事象は任意時点において生起しうることから、統計による把握方法も自ずと静態とは異なり、通例、年あるいは月といった期間を区切ることで一定期間中の生起の集計値としてその件数把握が行われる。すでに本文でも見たように「草案」は、出生と死亡に関してその調を「戸籍ニ據り」所定の様式に書出すことで行うとしている。以下に今回の考察から得られたいくつかの知見について若干コメントを加えることで本稿におけるむすびとしたい。

その1は、駿河国調査と甲斐国運動調における動態の範囲に関するものである。第3節(2)で検討したように、「報告事項一覧」と「草案」の間で杉が動態事象としている分野の範囲に大きな違いが見られる。つまり、駿河国調査の「報告事項一覧」が世帯に関して土地や住家といった経済面での所有等の異動事象を含み、個人の移動面についても職業や宗旨も内包する形で社会移動を捉えていた。それに対して甲斐国運動調の「草案」では、それらは全て削除されている。このように駿河国調査で杉が動態を社会経済分野までも包含した広義の動態概念として捉えていたものが、甲斐国運動調では地域人口も含めた人口規模の変化要因と考えられる自然並びに社会動態に限定したものに改められている。この間の変化は、杉の動態観の人口動態への純化として特徴づけられる。

駿河国調査と甲斐国運動調での動態把握に見られる次の二つの相違点は、いずれも統計作成のための統計原情報の収集方法に関するものである。

その1は統計作成に関するいわば統計技術上の相違である。駿河国調査の「報告事項一覧」は各動態事項について報告に際して記載すべき属性項目を単に列挙しただけで、記載方法等は報告者の裁量に委ねるものであった。これは、駿河国調査とほぼ同時代に行われていた「村高取調」の付帯物産調査で特に様式を提示することなく報告を求めるという明治初期の物産調に見られる統計原情報の収集方式〔森 2013〕を想起させる。これに対して甲斐国運動調の「草案」には、記載の心得とともに20葉からなる具体的な報告様式が所収されており、調査技術面での明らかな前進が認められる。

もっとも、甲斐国運動調における様式の導入を駿河国調査からの調査技術上の前進として一方的に評価するには若干の留保を要する。なぜなら両者は、動態統計原情報の獲得過程における位置づけという点で明瞭にそのフェーズを異にしているからである。すなわち前者は、表記形式に関しては江戸期の触書的性格のものであるとはいえ、個々の動態事象の当事者に対し統計原情報の提出を求めるものである。これに対して「草案」所収の諸様式は、いずれも町村が行政記録として維持している戸籍簿や寄留簿からの既存情報の二次的書出しを行うための記載様式として設計されているものであり、婚姻（【表 1-8】）、離縁（【表 1-9】）については個別情報を、それら以外はいずれも月次ないしは年次の集計値の記載様式に他ならない。その意味では、「草案」に所収されている諸様式は、動態統計作成

の出発点としての第一次情報である動態統計原情報の収集過程を専ら規定した「報告事項一覧」では全く触れられていない町村単位での届出情報の地域集計用の調査資料として、それぞれに記載される統計情報の統計作成上でのフェーズを全く異にするものである。

さいごに、今回の考察結果を踏まえ、甲斐国運動調の動態統計としての筆者なりの評価をしておこう。杉の高弟の一人とされる高橋は、甲斐国運動調のわが国の態統計調査の先駆的調査としての評価の根拠は特に示していない。甲斐国運動調は動態概念の人口動態への純化や様式の導入といった面でこそ駿河国調査からの前進が部分的に認められるが、動態統計作成のための統計情報の獲得は、町村が行政行為として維持管理している戸籍簿や寄留簿といった既存の行政記録に全面的に依拠しており、「草案」所収の諸様式はいずれも町村が有する戸籍簿等からの書出しによって作成する表式形態での様式に他ならない。それらは個々の動態事由の生起に係る当事者からの第一次情報の獲得のための様式とは異質のものである。その意味では、触書という前近代的な方式にせよその過程を規定していた「報告事項一覧」からすれば、甲斐国運動調は動態統計原情報の獲得をその調査過程に内在させておらずそれを他に委ねているという点ではむしろ退歩とさえ言える。

「人員所静ノ調」として企画・実施された甲斐国調査は、戸籍法を根拠に戸籍の整備を目的に実施された戸口調査さらには戸籍簿の維持更新という形での人口の静態属性把握に対する杉の批判を調査の契機としている。この調査が家別表を用いて個体単位で各種属性情報と共に人口の把握を行っていることについて、「杉は、この調査（甲斐調査－引用者）で表式調査方式によることなく、政府の調査実務の中に西欧の統計学的認識を導入し、調査票による近代的な点計調査の原型を最初に打ち出したものであった」〔相原・鮫島 1971 41 頁〕と黎明期のわが国近代統計調査史における偉業として高く評価されている。

一方、「人員所動ノ調」として人口の動態面把握を目的に計画され部分的に実行された甲斐国運動調は、動態統計原情報の収集過程を既存の行政情報に全面的に依存した表式調査として実施されたものであった。そのようなことから、作成される動態統計の質は自ずとその源泉情報としての行政情報の品質に制約されることになる。とはいえ、当時、出生や死亡、婚姻や離縁、さらには人口の地域間移動といった動態事象については、太政官戸籍局が戸籍法を根拠とした戸籍業務情報としての把握を所管していた。そのような中で、甲斐国運動調の所管機関である太政官統計院は、戸籍局とは別途に独自の人口動態に係る届出の仕組みを制度化するという行政権限は持ち合わせていなかった。

甲斐国運動調は「人員所静ノ調」である甲斐国調査の動態統計版、すなわち「人員所動ノ調」として一般に捉えられてきた。しかしその核心部分、すなわち統計作成の出発点である第一次情報の収集過程までも調査自体の中に内蔵させたものではなくその部分を既存の戸籍制度に依拠していた。その意味では、その後明治 32（1899）年にわが国で本格的に整備されることになる動態統計調査に必ずしも直結したものではなく、統計調査史的な位置づけとしては、動態統計前史の比較的初期を飾る一齣に当たるものと言えよう。

〔文献〕

- 相原茂・鮫島龍行（1971）『統計日本経済』筑摩書房
- 及川喜文(1977)「沽券と地券-明治土地法の幕府法受継-」『地方史研究』第 27 卷 2 号
- 世良太一聴録(2005)『杉亨二自叙傳（完全復刻版）』日本統計協会
- 総理府統計局（1951）『総理府統計局八十年史稿』
- 総理府統計局(1976)『総理府統計局百年史資料集成』第 2 卷人口（上）
- 高橋二郎(1905)「明治 12 年末甲斐國現在人別調顛末」『統計集誌』第 288 号
- 高橋二郎(1911)「明治 12 年 12 月 31 日甲斐國現在人別調の概況」『統計集誌』第 359 号
- 太政官統計院第 1 課（1881~85 不詳）「人員運動調心得書及雛形草案」
- 竹内誠編(2003)『徳川幕府事典』東京堂出版
- 統計院編纂(1882)『甲斐国現在人別調』
- 森博美(2012)「駿河国人別調沼津・原政表再論」日本統計研究所『オケーショナルペーパー』
No.28
- 森博美(2013)「わが国農業生産統計における表式調査の展開—府県物産表から昭和 15 年農林統計改正まで—」日本統計研究所『ディスカッションペーパー』No.3
- 森田優三（1948）「我國人口動態統計前史資料」『インフレーション・統計発達史』所収 第一出版
- 藪内武司（1977）「国勢調査前史（I）—明治人口統計史の一齣—」岐阜経済大学論集、第 11 卷第 3 号

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
86	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析	2018.02
87	The Simulation Results of Expenditure Patterns of Virtual Marriage Households Consisting of Working Couples Synthesized by Statistical Matching Method	2018.03
88	ロジャーズ-ウィルキンス・モデルの東京都の人口への応用	2018.03
89	わが国の三大都市圏における移動圏とその構造	2018.04
90	居住地移動者数の将来動向に関する一考察 —2016-20年期～2046-50年期の都道府県間比較—	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出 —新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成 —夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析Ⅱ	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04
106	駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握 —家別表の調査項目の比較を中心に—	2020.05
107	地租改正にともなう土地評価の改定: 東京府日本橋区・京橋区の事例	2020.05

オケージョナル・ペーパー No.108

2020年5月25日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄